

ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 航空法に基づく飛行の許可・承認手続きについて

令和元年7月、農業用ドローンの利活用拡大に向けて各種規制の見直しが行われました。今後、ドローンを使って農薬等を散布する場合には、以下を参照ください。

事前に国土交通省への許可・承認の申請を行ってください。

- ドローンを用いて農薬等を散布する場合には、散布予定日の少なくとも10開庁日前までに申請を行ってください（オンライン申請、郵送又は持参）。
- 許可・承認の申請の際には、①ドローン機体の機能・性能、②操縦者の飛行経歴・知識・技能、③空中散布に係る安全確保体制（飛行マニュアルなど）に関する資料の提出が必要です。

国土交通省
地方航空局等



許可・承認の申請



①機体の機能・性能



②操縦者の飛行経歴・知識・技能



③安全確保体制

許可・承認の申請時の提出資料の一部は省略できます。

- 機体の機能・性能に関する資料の一部の省略
→「資料の一部を省略できる無人航空機」を使用する
<https://www.mlit.go.jp/common/001582421.pdf>
- 操縦者の飛行経歴・知識・技能に関する資料の一部の省略
→「無人航空機の民間講習団体及び管理団体」の講習を受講する
<https://www.mlit.go.jp/common/001579421.pdf>
- 空中散布に係る安全確保体制に関する資料の一部の省略
→「航空局標準マニュアル（空中散布）」を使用する
<https://www.mlit.go.jp/common/001521379.pdf>



※民間の技能認証を用いて飛行許可を受ける際の申請書類の一部を省略する運用は令和7年12月に終了します。ライセンスの詳細については、こちらを御確認ください。
→<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>

許可・承認の申請は代表者（代行者）による申請も可能で、ドローン販売店等でも受け付けている場合があります。

航空法の許可・承認手続きについては、国土交通省航空局からの情報をご確認ください。

航空局ホームページ http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html

無人航空機ヘルプデスク ☎050-3818-9961（受付時間：平日午前9時～午後5時まで）

ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 農薬等の空中散布を行う際の留意事項について

農薬散布を行う際には、農薬ラベルの記載事項を守るとともに、あらかじめ農薬の空中散布に係る安全ガイドラインに記載の留意事項を確認してください。



<ガイドラインの主な留意事項>

- ・ほ場周辺の地理的状況（住宅地、水道水源等）、耕作状況（収穫時期、有機農業が行われているほ場等）等を十分に勘案し、**実施除外区域の設定**や**散布薬剤の種類、剤型の選定**などを含めた**散布計画の作成**
- ・実施区域周辺（公共施設、民家、巣箱を設置している養蜂家、有機農業に取り組む農家等）への**事前の情報提供**
- ・実施区域内への**第三者の侵入防止**
- ・空中散布時の留意事項
 - **風向き**を考慮した飛行経路の設定
 - **散布方法**（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）は、機体メーカーが取扱説明書等に示した散布方法を参考に行う。
 - 散布の際には、農薬の散布状況及び気象条件の変化を随時確認しながら、**散布区域外への飛散（ドリフト）が起こらないよう十分に注意**する。

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/attach/pdf/muzinkoukuuki-2.pdf



日中・夜間の目視内、又は日中の目視外での空中散布において、**立入管理区画の設定等を行えば、操縦者の補助を行う者（ナビゲーター）を配置する必要はありません。**

- 詳細は航空局標準マニュアルを参照ください。

航空局標準マニュアル（空中散布）

<https://www.mlit.go.jp/common/001521379.pdf>



マニュアルの安全体制をとれば、人の手を借りなくても済むな。

ご近所へのお知らせと田んぼ周りの注意喚起はしっかりとお願いね。



<立入管理区画の設定イメージ>

【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局植物防疫課 防疫対策室国内防除第2班 ☎ 03-3502-8111（内線4562）